

○国立大学法人上越教育大学特任教員の選考手順に関する申合せ

(平成19年7月11日学長裁定)

最終改正 令和2年3月11日

(趣旨)

第1条 国立大学法人上越教育大学教員選考手続細則(平成16年細則第37号。以下「選考手続細則」という。)第15条及び国立大学法人上越教育大学特任教員規程(平成19年規程第27号。以下「特任教員規程」という。)第5条第2項の規定に基づき、特任教員の選考については、この申合せによるものとする。

(定義)

第2条 この申合せにおいて特任教員規程に規定する特任教員は、次の各号のとおり称するものとする。

- (1) 特任教員規程第6条第1項第1号の特任教員 第1号教員
- (2) 特任教員規程第6条第1項第2号の特任教員 第2号教員
- (3) 特任教員規程第6条第1項第3号の特任教員 第3号教員
- (4) 特任教員規程第6条第1項第4号の特任教員 第4号教員
- (5) 特任教員規程第6条第1項第5号の特任教員 第5号教員
- (6) 特任教員規程第20条第1項の特任教員 第6号教員

(選考等)

第3条 選考手続細則第4条から第11条までの規定にかかわらず、前条各号の特任教員の選考等は、次の各号の規定により行うものとする。

- (1) 第1号教員又は第3号教員 次条から第6条まで
- (2) 第2号教員又は第6号教員 第7条から第11条まで
- (3) 第4号教員又は第5号教員 第12条から第17条まで

(第1号教員又は第3号教員の選考等)

第4条 学長は、第1号教員又は第3号教員の選考を開始する必要があると認めるときは、教育研究評議会の承認を得て行うものとする。

2 学長は、前項の規定により承認を得たときは、教授会に報告するものとする。

第5条 学長は、教員候補者が得られたときは、教育研究評議会に対し、教員の選考を提案するものとする。

第6条 学長は、教育研究評議会において教員候補者が決定したときは、教授会及び役員会に報告するものとする。

(第2号教員又は第6号教員の選考等)

第7条 学長は、第2号教員又は第6号教員の選考を開始する必要があると認めるときは、教育研究評議会の承認を得て行うものとする。

第8条 学長は、前条の規定により、教育研究評議会の承認を得て選考を開始したときは、教育研究評議会に次の各号に掲げる者をもって組織する特任教員選考委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置するものとする。

- (1) 学長が指名した副学長1人

(2) 学長が指名した教授若干人

2 学長は、前項の規定により委員会を設置したときは、教授会に報告するものとする。

3 委員会の運営に関しては、上越教育大学教員選考委員会規程（以下「委員会規程」という。）を準用する。

第9条 委員長は、選考が終了したときは、選考の経過及び結果を適宜の様式により速やかに学長へ報告しなければならない。

2 教員候補者の報告を行うときは、当該教員候補者の履歴書、教育研究業績書及びその他選考に必要な資料を添付して行うものとする。

第10条 学長は、前条の規定により、教員候補者の報告を受けたときは、教育研究評議会に対し、教員の選考を提案するものとする。

第11条 学長は、教育研究評議会において教員候補者が決定したときは、教授会及び役員会に報告するものとする。

（第4号教員又は第5号教員の選考等）

第12条 学長は、第4号教員又は第5号教員の選考を開始する必要があると認めるときは、教育研究評議会の承認を得て行うものとする。

第13条 学長は、前条の規定により、教育研究評議会の承認を得て選考を開始したときは、教授会（学長、副学長及び教授を構成員とする。以下「人事教授会」という。）に次の各号に掲げる者をもって組織する特任教員選考委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置するものとする。

(1) 学長が指名した副学長1人

(2) 学長が指名した教授若干人

2 学長は、前項の規定により委員会を設置したときは、教授会に報告するものとする。

3 委員会の運営に関しては、委員会規程を準用する。

第14条 委員長は、選考が終了したときは、選考の経過及び結果を適宜の様式により速やかに学長へ報告しなければならない。

2 教員候補者の報告を行うときは、当該教員候補者の履歴書、教育研究業績書及びその他選考に必要な資料を添付して行うものとする。

第15条 学長は、前条の規定により、教員候補者の報告を受けたときは、人事教授会に対し、教員の選考を提案又は報告するものとする。

第16条 学長は、人事教授会において教員候補者が決定したときは、教育研究評議会に対し、教員の選考を提案するものとする。

第17条 学長は、教育研究評議会において教員候補者が決定したときは、教授会及び役員会に報告するものとする。

（雇用期間の更新に係る審査）

第18条 特任教員規程第8条及び第22条に規定する雇用期間の更新に係る審査については、「任期付教員の再任」を「特任教員の雇用期間の更新」と読み替えて、選考手続細則の規定を準用する。

2 前項の場合において、第1号教員及び第3号教員に係る審査にあつては、選考手続細則第11条の2第2項の規定は、準用しない。

（その他）

第19条 この申合せに定めるもののほか、特任教員の選考手続に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

附 記

1 この申合せは、平成19年7月11日から実施する。

2 都道府県教育委員会から採用する任期付教員の選考手続に関する申合せ（平成16年12月15日教育研究評議会決定）は、廃止する。

附 記（平成31年3月6日）

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

附 記（令和2年3月11日）

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。